

再生可能エネルギー電気導入拡大に関する覚書

鳥取県（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第108号）（以下「本法」という。）の制定を踏まえ、鳥取県内への再生可能エネルギー電気（定義は本法によるものとする）の導入について、次のとおり合意する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、鳥取県内における再生可能エネルギー電気の導入拡大に関し、次条のとおり相互に連携する。

（確認事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を踏まえ次の各号の事項について取り組むことを確認する。

- (1) 乙は、本法に基づき鳥取県内に設置される再生可能エネルギー発電設備の電力系統への接続及び再生可能エネルギー電気の受入れを適切に行うこと。
- (2) 甲が鳥取県内への再生可能エネルギー電気導入施策の検討を行う場合、乙は甲の求めに応じ、必要により情報提供及び助言を行うこと。
- (3) 乙が鳥取県内に再生可能エネルギー電気の開発検討を行う場合、甲は開発が円滑に進むように支援を行うこと。
- (4) 甲及び乙は、再生可能エネルギー電気の導入拡大を図るため、必要により協議を行うこと。

（本覚書内容の変更）

第3条 甲又は乙が、本覚書の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、書面により必要な変更を行うことができる。

（期間）

第4条 本覚書の有効期間は、本覚書交換の日から平成27年3月31日までとする。ただし、本覚書の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により相手方に対し特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、同一の内容で本覚書は更新されるものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、第2条の確認に基づく取組の実施に当たり、相手方から公にしないとの条件で開示又は提供された情報を相手方の事前の承認を得ないで他に開示、提供または漏洩をしてはならない。

なお、甲は、当該情報について鳥取県情報公開条例（平成12年3月28日鳥取県条例第2号）による公文書開示請求があったときは、当該条例に定めるところにより取り扱うものとする。

(疑義等の決定)

第6条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上これを定めるものとする。

上記合意の証として、本書を2通作成し甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保管する。

平成23年12月25日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事

乙 広島市中区小町4番33号
中国電力株式会社
取締役社長